



令和6年度

Ver.1.2

『笠郷地域創生 自治町民会議』総会

「地域が育てる・ふるさと笠郷」

笠郷地域創生自治町民会議 委員 各位

委員の皆様には、本会議が行う笠郷地区発展の活動に、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

コロナ禍はようやく終焉を迎えようとしており特別な規制はありませんが、皆様が考える最適な対策方法をした上で御出席お願い致します。

【5つの取組み 重点項目】

1. 支えあいのまちづくり (健康・福祉部会)
(1). 三世代交流の推進 (教育・文化・商工部会)
(2). ひとり暮らしの見守り
2. 安全で安心なまちづくり (安全・安心部会、総務部会)
(1). 自助について啓発 (教育・文化・商工部会)
(2). 災害弱者の避難対策
(3). 地域で災害に備えるための方法の検討・情報の共有
(4). 防災のための体制の充実・人づくり
(5). 通学路等の地域の安全性向上
3. 育みあいのまちづくり (教育・文化・商工部会、総務部会)
(1). コミュニティ・スクールの充実
4. 美しく活力あるまちづくり (環境・美化部会)
(1). 美化活動の実施とごみ捨てマナーの啓発
5. 助け合いのまちづくり (総務部会)
(1). 団体の体制・活動の見直し

令和6年 5月 6日 (月)

午後 7時 (令和6年度第1回総会 開催)

笠郷地域創生自治町民会議(連絡先:36-0006、当日:09058776375(佐藤))

(総会出席時にこの資料をお持ちください。)

No.	自治会等 役職	氏名	役職	部会名
1	笠郷地域創生自治町民会議会長	伊藤 博文	会長	総括
2	栗笠区長	高橋 敏央	副会長	総括, 安全・安心
3	笠郷公民館長(親孝行生涯学習支部長)	田中 和一	理事・部会長	総務
4	区長会長・下笠区長	安田 正	理事・副部会長	総務
5	親孝行生涯学習笠郷推進員会長	佐藤 寛	専門委員	総務
6	婦人の会会長	川地 智子	専門委員	総務
7	JA西美濃養老南支店長	松永 大樹	専門委員	総務
8	笠郷自治会館駐在員	近藤 和彦	専門委員	総務
9	町消防団笠郷分団長	藤井 光二	理事・部会長	安全・安心
10	船附副区長	藤井 泰	専門委員	安全・安心
11	船附自治会代表	中嶋 復幸	専門委員	安全・安心
12	船附自治会代表	近藤 正秋	専門委員	安全・安心
13	船附自治会代表	安田 朋弘	専門委員	安全・安心
14	下笠自治会代表	安田 明弘	専門委員	安全・安心
15	下笠自治会代表	木村 敏則	専門委員	安全・安心
16	栗笠副区長	桑原 富夫	専門委員	安全・安心
17	栗笠副区長	小島 義雄	専門委員	安全・安心
18	大野副区長	澁谷 明彦	専門委員	安全・安心
19	上之郷副区長	近藤 恒夫	専門委員	安全・安心
20	町消防団本部長	大橋 力雄	専門委員	安全・安心
21	町消防団笠郷副分団長	藤本 哲也	専門委員	安全・安心
22	女性防火クラブ笠郷会長	安田 里巳	専門委員	安全・安心
23	交通安全協会笠郷地区分会長	八木 英志	専門委員	安全・安心, 環境・美化
24	農業委員会会長	小野 和孝	理事・部会長	環境・美化
25	大野区長	伊藤 敏寛	理事・副部会長	環境・美化
26	農事改良組合長	伊藤 秋廣	専門委員	環境・美化
27	子ども会育成会長	西脇 孝子	専門委員	環境・美化
28	五三土地改良区理事長	藤井 清	専門委員	環境・美化
29	環境保全対策協議会事務局	近藤 智	専門委員	環境・美化
30	町議会議員、顧問	西脇 康	専門委員	環境・美化
31	大野自治会代表・民生児童委代表・社協支部長	澁谷 均	理事・部会長	健康・福祉, 安全・安心
32	船附区長	藤井 輝光	理事・副部会長	健康・福祉
33	船附こども園園長	和田 紀子	専門委員	健康・福祉
34	船附こども園保護者会長	伊藤 朋美	専門委員	健康・福祉
35	下笠保育園園長	兒玉 法彰	専門委員	健康・福祉
36	下笠保育園保護者会長	藤井 琴乃	専門委員	健康・福祉
37	食生活改善推進協議会笠郷支部長	川瀬 愛子	専門委員	健康・福祉
38	福祉推進員代表	西脇 君男	専門委員	健康・福祉
39	体育委員会会長	亀山 慎二	理事・部会長	教育・文化・商工
40	上之郷区長	川地 悦郎	理事・副部会長	教育・文化・商工
41	東部中学校校長	久富 雅仁	専門委員	教育・文化・商工
42	東部中学校PTA代表	田中 飛鳥	専門委員	教育・文化・商工
43	笠郷小学校校長	西脇 久美子	専門委員	教育・文化・商工
44	笠郷小学校PTA会長	田中 貴也	専門委員	教育・文化・商工
45	商工会笠郷支部長	小野 力雄	専門委員	教育・文化・商工
46	笠郷地区スポーツ推進委員	橋本 健一	専門委員	教育・文化・商工
47	下笠副区長	西脇 敏郎	専門委員	教育・文化・商工
48	笠郷地域創生自治町民会議委員	近藤 啓継	専門委員	教育・文化・商工
49	町民会議事務局長	佐藤 富士男	事務局長	総括

○印:役員、総括(3)、総務(6)、安全・安心(16)、環境・美化(8)、健康・福祉(8) 教育・文化・商工(10)

No.	町民会議 役職	氏名	備考
50	顧問(町議会議員)	西脇 康	環境・美化部会委員兼務
51	監事	大橋 力雄	安全・安心部会委員兼務
52	監事	西脇 君男	健康・福祉部会委員兼務

令和6年度 笠郷地域創生自治町民会議 総会 次第

(司会 事務局長 佐藤 富士男)

- | | | |
|--------------------|----------------------|---------|
| 町民憲章朗唱 | 総務部会長 | 田中 和一 |
| 1. 開会 挨拶 | 副会長 | 安田 正 |
| 2. 笠郷自治町民会議会長 挨拶 | 会長 | 細川 一 |
| 3. 来賓紹介 挨拶 | 県議会議員 | 村下 貴夫 様 |
| | 養老町長 | 川地 憲元 様 |
| | 町議会議員 | 西脇 康 様 |
| 4. 議長選出 | | |
| 5. 議事録署名者選出(2名) | | |
| 6. 議事 | | |
| ・第1号議案 | 令和6年度 改選役員承認の件 | |
| ・第2号議案 | 笠郷地域創生自治町民会議規約改正承認の件 | |
| ・第3号議案 | 令和5年度 事業報告・収支決算承認の件 | |
| | 令和5年度 会計監査報告承認の件 | |
| ・第4号議案 | 令和6年度事業計画案・収支予算案承認の件 | |
| 7. 議長解任 | | |
| 8. 笠郷自治町民会議 新会長 挨拶 | 新会長 | 伊藤 博文 |
| 9. 閉会 挨拶 | 教育・文化・商工部会副会長 | 川地 悦郎 |

第1号議案

令和6年度改選役員承認の件

町民会議役職	部会担当	新役員名	旧役員名	在任期間
会長(役員)	総括	伊藤 博文 (元安全・安心部会委員)	← 細川 一	(4年)
副会長(役員)	総括 安全・安心副部会長	高橋 敏央 (旧健康・福祉副部会長)	← 安田 正	(8年)
役員	安全・安心部会長	藤井 光二 (旧安全・安心部会委員)	← 大橋 力雄	(8年)
役員	環境・美化部会長	小野 和孝 (現農業委員会会長)	← 西脇 康	(8年)
役員	教育・文化・商工部会長	亀山 慎二 (現体育委員会会長)	← 出口 朋尚	(1年)
役員	監事	大橋 力雄 (旧安全・安心部会長)	← 松永 良治	(4年)

第2号議案

改正理由

コロナ禍のため3年以上にわたる期間において事業計画が中止となり何もできませんでした。日常が戻った現在、役員の皆様には経験やノウハウを生かして今までと同様、笠郷地区発展のための活動、取り組みを推進していただきたいため。

(改正後)

(改正前)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

←

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職への就任は、8年を限度とする。

第17条 6項 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任は妨げない。

←

第17条 6項 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、同じ役職への任期は8年を限度とする。

令和5年度 笠郷地域創生自治町民会議 事業報告

部会	No.	内 容
安全・安心部会	1	情報伝達訓練実施 令和5年7月30日(日)早朝(安田区長会長から電話による伝達訓練開始)
	2	「地震体験車」による地震体験 9月16日(土) 9:00~12:00 35名参加
	3	防災訓練: 11月19日(日) 午前9時開始 ~ 11時40分終了 56名参加 ①パーテーション設置・トイレ設置使用体験、②心肺蘇生・AED体験、③災害ビデオ災害動画視聴、地震が起こったらどう行動するか等、④応急手当(止血法)、骨折などの応急手当
	4	通学路危険マップの更新 ・「110番の家」の更新、「AED設置場所」の追加と確認 ・東部中学校北側の細池から西八間川沿い堤防道路再舗装 ・交差点等の危険個所に幟旗を立て注意喚起等
	5	災害時用備品購入 ・フリーズドライ非常食900食、飲料水20450本、大型ポータブル電源1台
	6	防災備品点検(消防団の訓練時に、町民会議で購入した防災備品(発電機、モバイルバッテリー、投光器)の定期点検を兼ねて動作確認)
	7	能登半島地震災害見舞金(養老町社協経由「日本赤十字」) 10万円寄付
美化・環境部会	1	ごみステーション用大型ルール看板設置、小型ゴミ看板設置準備
	2	笠郷地区「クリーンの日」清掃活動実施(11月5日(日))、大人920名、こども390名参加
	3	ポイ捨て看板メンテナンス
健康・福祉部会	1	敬老会実施(75歳以上、9月18日(月))(対象者686名中217名参加) ・町商品券(2,000円)、赤飯、おはぎ等を差し上げ、アトラクションの最後はビンゴ
	2	3世代絵手紙交流(船附・下笠園児の絵手紙を「柚子養老」・「天音の里」の介護施設で掲示)
	3	3世代交流会(船附こども園、下笠保育園を年配者が訪問し、遊びを通して交流する)
	4	3世代交流ペタンク大会(育成会主催 6月10日(土)、社協主催10月21日(土)各12名)
	5	3世代交流バルシューレ(笠郷地区初)児童14名、保護者11名、年配者12名の37名で開催
	6	健康増進活動 ラジオ体操啓蒙促進、地区内ウォーキング(笠郷ウォーキング(11月12日(日)等)への参加(80名参加)啓蒙
	7	健康フェア開催・第1回目5月7日(日)午後、第2回目2月25日(日)1日(公民館祭りと併設)双方共80名以上の参加者
	8	見守り活動のネットワーク化(各種団体役員との連携、異変に気付いたら即座に連絡する、見守りカードの活用)
	9	いきいきサロンの立ち上げ(船附:既活動中、大野:7月立ち上げ開催中、栗笠:11月立ち上げ)
教育・文化・商工部会	1	食用ひょうたん栽培(笠郷地区約15名に栽培依頼)、大垣養老高校へ果実納入(食用、工芸用)公民館祭り時、大垣養老高校「瓢箪倶楽部秀吉」による瓢箪栽培等講演会開催
	2	笠郷小学校の国旗掲揚塔の金属破損部分の修理
	3	通学路危険マップの更新 ・原稿がほぼ完成しているが110番の家情報を更新、AED設置場所を追加 ・危険個所について、対策できるものは対策し、対策できないものは町などへ要望 ・東部中学校北側、細池から西八間川堤防アスファルト面を再舗装、路側帯の白線完了
	4	夏休みラジオ体操、(3世代でラジオ体操の啓蒙)
	5	笠郷ウォーキング(体育委員会)11月12日(日)大人60人、子ども11人参加
	6	3世代交流ペタンク大会(育成会主催 6月10日(土)、社協主催10月21日(土)各12名)
	7	笠郷地区史跡集(現在、栗笠・大野・上之郷について、暫定版を3月にH. P. 掲載予定)
総務部会	1	夏祭り:8/16(水)600人、町民運動会:10/8(日)1,000人、公民館祭り:2/25(日)400人参加
	2	夏休みラジオ体操、(3世代でラジオ体操の啓蒙)
	3	夏休み壁新聞づくり
	4	3世代交流ペタンク大会(育成会主催 6月10日(土)、社協主催10月21日(土)各12名)
	5	子ども会育成会花壇コンクール審査
他	1	笠郷地区内空き家調査

第3号議案

令和5年度 笠郷地域創生自治町民会議 収支決算報告書

【収入の部】

款	項	目	令和3年度 決算額	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	差額 (決算-予算)	摘要
交付金 及び 補助金	町交付金	地域総合活動 交付金	4,532,252	4,523,000	4,523,000	4,509,000	4,509,000	0	R5年度人件費予算1,915,000円
		返却人件費	▲ 328,465		▲ 309,727		▲ 210,134	▲ 210,134	
		委託金	0	0	0	0	0	0	
自己資金		笠郷地域振興費	1,361,000	1,360,000	1,346,000	1,320,000	1,335,000	15,000	1,000円X(1,335軒)、
		昨年度繰越金	214,341	460,322	460,322	402,236	402,236	0	
		寄付金	0	0	0	0	0	0	
		雑入	54,833	50,000	119,930	170,000	170,522	522	返金、利息
		積立金取崩し	1,450,000	1,000,000	600,000	1,100,000	1,100,000	0	R3積立金70万円+R4積立金40万円
		その他	0	0	0	0	106,000	106,000	夏祭り協賛金他3.6万円、公民館祭り協賛金7万円
		自己資金計	3,080,174	2,870,322	2,526,252	2,992,236	3,113,758	121,522	
合計(人件費除く)			5,698,174	5,478,322	5,134,252	5,586,236	5,707,758	121,522	
総合計			7,283,961	7,393,322	6,739,525	7,501,236	7,412,624	▲ 88,612	

【支出の部】

款	項	令和3年度 決算額	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	差額 (予算-決算)	摘要	
	人件費	1,585,787	1,915,000	1,605,273	1,915,000	1,704,866	210,134	事務局長+事務員(2.1名)	
	事務費	565,963	650,000	609,868	650,000	723,285	▲ 73,285	消耗品、事務通信費、会合手当、HP維持管理費、傷害保険料、役員手当等、	
	会議費	15,017	30,000	32,435	30,000	33,157	▲ 3,157	諸会議お茶代	
事業費	総務部会費	1,844,492	2,288,000	2,037,775	2,280,000	2,273,570	6,430	推進員、公民館(夏祭・町民運動会・公民館祭)、子ども会育成会(3世代ベタンク、花壇・壁新聞、夏休みラジオ体操)活動等	
	安全・安心部会費	447,764	1,000,000	281,578	1,000,000	846,003	153,997	通学路危険マップ(西八間川堤防再舗装等)、防災備蓄品購入(水、食料品、P電源)、地震体験車体験、防災訓練、伝達訓練等	
	環境・美化部会費	235,146	250,000	398,091	250,000	228,486	21,514	クリーン活動、ゴミステーション用ルール看板設置、ごみ当番アンケート実施、リサイクル啓蒙活動等	
	健康・福祉部会費	70,050	200,000	172,300	300,000	280,068	19,932	3世代交流ベタンク・バルシューレ、健康増進活動、見守りネットワーク、福祉推進員制度、健康フェア、サロン立上げ、敬老会等	
	教育・文化・商工部会費	359,420	550,000	499,969	550,000	468,637	81,363	体育委員会事業35万円(公民館事業、笠郷ウォーキング等)、瓢箪苗育成、通学路危険マップ更新、地区史跡資料集等	
		事業費計	2,956,872	4,288,000	3,389,713	4,380,000	4,096,764	283,236	
	社会福祉協議会笠郷支部補助金	0	0	0	0	0	0		
	積立金	1,700,000	0	700,000	0	450,000	▲ 450,000	令和6年度以降への積立金	
	予算時は予備費、決算時は繰越金	460,322	510,322	402,236	526,236	404,552	121,684	令和6年度への繰越金404,552円	
合計(人件費除く)			5,698,174	5,478,322	5,134,252	5,586,236	5,707,758	▲ 121,522	
総合計			7,283,961	7,393,322	6,739,525	7,501,236	7,412,624	88,612	


【積立金】

令和5年度積立金	450,000	令和6年度以降45万円取り崩し予定	定期預金通帳残高	1,150,000
令和4年度積立金	700,000	令和5年度40万円取り崩し、令和6年度30万円取り崩し予定	通帳残高	614,686
令和3年度積立金	1,700,000	令和4年度60万円取り崩し、令和5年度70万円取り崩し、令和6年度以降40万円取り崩し予定	人件費の返却分	-210,134
			繰越金	-404,552
			積立金(R5決算時)	-1,150,000
			計	0

会計監査報告書

令和5年度 笠郷地域創生自治町民会議 会計の
収支決算について、会計諸帳簿及び関係書類を審査
した結果、適正かつ正確に処理されていることを確認
しましたので、ここに報告致します。

令和 6年 4月 15日

監事 西 朋 君 男 

令和 6年 4月 15日

監事 松 永 良 治 

部会	No.	内 容
安全・安心部会	1	情報伝達訓練実施 7月28日(日)早朝(安田区長会長から電話による伝達訓練開始)
	2	「地震体験車」による地震体験 (地震体験車の日程調整つげば実施)
	3	防災訓練 : 11月17日(日) 午前9時30開始 ~ 12時10分終了 ①パーテーション設置・トイレ設営使用体験、②心肺蘇生・AED体験、③能登半島地震災害援助報告、教訓と提言等④応急手当(止血法)、骨折などの応急手当
	4	通学路危険マップの更新 ・「110番の家」の更新、「AED設置場所」の追加と確認 ・東部中学校北側の細池から西八間川沿い堤防道路の朝通学時通行規制の採用可否結果を反映し、印刷全戸配布 ・危険個所に看板、旗等で対策できる箇所は対策する ・停止線、路側帯(消えかかっていたり、追加要望の物)についても継続要望する
	5	災害時用備品購入(水防用品含み、各区からの要望があれば検討する)
	6	防災備品点検(消防団の訓練時に、町民会議で購入した防災備品(発電機、モバイルバッテリー、投光器)の定期点検を兼ねて動作確認)
	7	県道213号線(平田-養老線)の2つの橋の欄干がせり出し狭く対面通行し辛いので改修要望継続する
	8	『笠郷地区防災の手引き』(初版)の配布から4年経過しているの、見直し着手する
美化部会・環境部会	1	ごみステーション用大型ルール看板設置、小型ゴミ看板設置
	2	笠郷地区「クリーンの日」清掃活動実施予定、11月10日(日)
	3	資源化ごみ当番アンケートの結果、改善が見られごみ当番なしの検討をする、回収後の確認は必要
	4	小学校運営協議会の決定に従い、スクールサポーターでの協力する(GND側溝清掃等)
健康・福祉部会	1	敬老会計画 令和6年9月16日(月)(今年度から入学年度に参加資格を合わせる) ・対象者 : 令和7年3月31日で77歳以上の笠郷地区在住者(昭和23年4月1日までの誕生者) ・町商品券(2,000円)、赤飯、おはぎ等の記念品、アトラクションの最後はビンゴ
	2	3世代絵手紙交流(船附・下笠園児の絵手紙を「柚子養老」・「天音の里」の介護施設で掲示)
	3	3世代交流会(船附こども園、下笠保育園を年配者が訪問し、遊びを通して交流する)
	4	3世代交流ペタンク大会(育成会主催 6月8日(土)、社協主催10月19日(土)、各12名計36名)
	5	3世代交流バルシューレ大会(モルック競技を流用する)、健康・福祉部会主催12月19日(土)
	6	健康増進活動 ラジオ体操啓蒙促進、地区内ウォーキング(笠郷ウォーキング等)への参加啓蒙
	7	健康フェア開催 ・2月23日(日)9時~15時(公民館祭りと併設)
	8	見守り活動のネットワーク化(各種団体役員との連携、異変に気付いたら即座に連絡する、見守りカードの活用)
	9	いきいきサロンの立ち上げ、活動援助(船附、大野、栗笠に続き他地区も立ち上げる)
教育・文化・商工部会	1	食用ひょうたん栽培(笠郷地区に栽培依頼)、大垣養老高校へ果実納入(食用、工芸用) 公民館祭り時、大垣養老高校「瓢箪倶楽部秀吉」による瓢箪栽培等講演会開催
	2	小学校運営協議会の決定に従い、スクールサポーターでの協力する(GND側溝清掃等)
	3	通学路危険マップの更新 ・「110番の家」の更新、「AED設置場所」の追加と確認 ・東部中学校北側の細池から西八間川沿い堤防道路の朝通学時通行規制の採用可否結果を反映し、印刷全戸配布 ・危険個所に看板、旗等で対策できる箇所は対策する ・停止線、路側帯(消えかかっていたり、追加要望の物)についても継続要望する
	4	夏休みラジオ体操、(3世代でラジオ体操の啓蒙)
	5	笠郷ウォーキング(体育委員会)参加啓蒙
	6	3世代交流ペタンク大会(育成会主催 6月8日(土)、社協主催10月19日(土)3世代各12名)
	7	笠郷地区史跡集(現在、栗笠・大野・上之郷暫定版H. P. 掲載中)、修正と写真の追加
総務部会	1	公民館主催行事 : 夏祭り:8/16(金)、町民運動会:10/13(日)、公民館祭り:2/23(日)
	2	夏休みラジオ体操、(3世代でラジオ体操の啓蒙)
	3	子ども会育成会主催行事 : 花壇コンクール審査、夏休み壁新聞づくり
	4	3世代交流ペタンク大会(育成会主催 6月8日(土)、社協主催10月19日(土)3世代各12名)

(注意)事業計画は諸般の事情により変更する場合があります。

第4号議案

令和6年度 笠郷地域創生自治町民会議 収支予算計画書(案)

【収入の部】

款	項	目	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	令和6年度 予算額	R6予算額 -R5予算額	摘要
交付金 及び 補助金	町交付金	地域総合活動交付金	4,523,000	4,509,000	4,509,000	4,578,000	69,000	R6年度人件費予算2,005,000円
		返却人件費			▲ 210,134			
		委託金	0	0	0	0	0	
自己資金		笠郷地域振興費	1,360,000	1,320,000	1,335,000	1,320,000	0	1,000円×1,320戸
		昨年度繰越金	460,322	402,236	402,236	404,552	2,316	
		寄付金	0	0	0	0	0	
		雑入	50,000	170,000	170,522	0	▲ 170,000	返金、利息
		積立金取崩し	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,150,000	50,000	R3積立金40万円+R4積立金30万円+R5積立金45万円
		その他	0	0	106,000	100,000	100,000	公民館行事協賛金
		自己資金計	2,870,322	2,992,236	3,113,758	2,974,552	▲ 17,684	
合計(人件費除く)			5,478,322	5,586,236	5,707,758	5,547,552	▲ 38,684	
総合計			7,393,322	7,501,236	7,412,624	7,552,552	51,316	

【支出の部】

款	項	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	令和6年度 予算額	R6予算額 -R5予算額	摘要	
	人件費	1,915,000	1,915,000	1,704,866	2,005,000	90,000	事務局長+事務員(2.1名)	
	事務費	650,000	650,000	723,285	750,000	100,000	消耗品、事務通信費、会合手当、HP維持管理費、傷害保険料、役員手当等、	
	会議費	30,000	30,000	33,157	30,000	0	諸会議お茶代	
事業費	総務部会費	2,288,000	2,280,000	2,273,570	2,280,000	0	推進員、公民館(夏祭・町民運動会・公民館祭)、子ども会育成会(3世代ベタンク、花壇・壁新聞、夏休みラジオ体操)活動等	
	安全・安心部会費	1,000,000	1,000,000	846,003	1,000,000	0	通学路危険マップ(110番家更新、AED追加等)、防災備蓄購入、地震体験車体験、防災訓練、伝達訓練、「笠郷地区防災の手引き」改訂等	
	環境・美化部会費	250,000	250,000	228,486	250,000	0	クリーン活動、ゴミステーション用ルール看板設置、リサイクル啓蒙活動等	
	健康・福祉部会費	200,000	300,000	280,068	300,000	0	3世代交流ベタンク・バルシューレ、健康増進活動、見守りネットワーク、福祉推進員制度、健康フェア、サロン立上げ、敬老会等	
	教育・文化・商工会費	550,000	550,000	468,637	550,000	0	体育委員会事業35万円(公民館事業、笠郷ウォーキング等)、瓢箪育苗成、通学路危険マップ更新、地区史跡資料集等	
		事業費計	4,288,000	4,380,000	4,096,764	4,380,000	0	
	社会福祉協議会笠郷支部補助金	0	0	0	0	0		
	積立金	0	0	450,000	0	0		
	予算時は予備費、決算時は繰越金	510,322	526,236	404,552	387,552	▲ 138,684	予備費387,552円	
合計(人件費除く)			5,478,322	5,586,236	5,707,758	5,547,552	▲ 38,684	
総合計			7,393,322	7,501,236	7,412,624	7,552,552	51,316	

(注意) 予算計画は諸般の事情により変更する場合があります。

【積立金】

令和5年度積立金	450,000	令和6年度45万円取り崩し
令和4年度積立金	700,000	令和5年度40万円取り崩し、令和6年度以降30万円取り崩し
令和3年度積立金	1,700,000	令和4年度60万円取り崩し、令和5年度70万円、令和6年度40万円取り崩し

笠郷地域創生自治町民会議規約

(名称)

第1条 本会は、笠郷地域創生自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い笠郷地域を形成していくとともに、笠郷地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(事務局設置場所)

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町船附 1148 番地 笠郷自治会館内

(活動の範囲)

第4条 自治町民会議の活動範囲は、笠郷地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

(構成)

第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

- (1) 笠郷地域内に在住及び在勤する者
- (2) 笠郷地域内の各区
- (3) 笠郷地域内で活動する団体
- (4) 笠郷地域に所在する事業所
- (5) その他、会長が必要と認める者

(事業)

第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 養老町あるいは笠郷地域各区との協働事業の実施
- (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

2 理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。

(役員)

第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部会長 部会毎に1名
- (5) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

3 監事は、役員会において推薦し、総会において決定する。

4 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第9条 自治町民会議の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- 4 事務局長は、自治町民会議の事務及び事務局を統括する。
- 5 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第2号議案

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。~~ただし、同じ役職への就任は、8年を限度とする。~~

2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その仕事をを行わなければならない。

(顧問の設置)

第11条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。

(会議)

第12条 自治町民会議の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。但し会議開催前に書面（電子データ等も含む）による出席と、書面（電子データ等も含む）による議決（委任状等も含む）の届けがあれば、会議に出席し議決する事と同一と見なす。

また、役員会の許可を得て、電子媒体を介して遠隔地から同時刻に応答が可能であれば、会議に出席しているとする。

2 会議は、原則として公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、理事及び専門委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 地域まちづくり計画に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
- (4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第15条 役員会は、第8条第1項で定める監事を除く役員及び第17条第1項に定める専門部会の各部会長をもって構成する。

2 役員会は、総会、理事会、専門部会に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。

3 役員会は、理事会及び専門部会から提出された案件について審議する。

4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会に諮り、合意を得て執行することができる。

5 役員会は、会長が招集する。

6 役員会の議長は、会長とする。

7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事で構成し、役員会より提示された内容について審議する。

2 理事会は、専門部会に付託する内容について検討し、決定することができる。

3 理事会は、会長が招集する。

4 理事会の議長は、会長とする。

5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第17条 専門部会(以下「部会」という。)は、理事及び専門委員で構成し、総会及び役員会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 安全・安心部会
- (3) 環境・美化部会
- (4) 健康・福祉部会
- (5) 教育・文化・商工部会

2 部会は、部会長が招集する。

3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第2号議案

6 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任は妨げない。~~但し、同じ役職への任期は8年を限度とする。~~任期の途中で所属する各種団体の、代表任期が終了した場合等は、その年度末までを任期とする。

7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会計)

第18条 自治町民会議の運営等に要する経費は、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 自治町民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(会計監査)

第19条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第20条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置き、役員会の承認を経て、会長が任命する。

3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。

4 事務局長は、会務及び会計を総理する。

5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第21条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第22条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年4月30日から施行する。

2 自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第18条第3項の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成29年3月31日までとする。

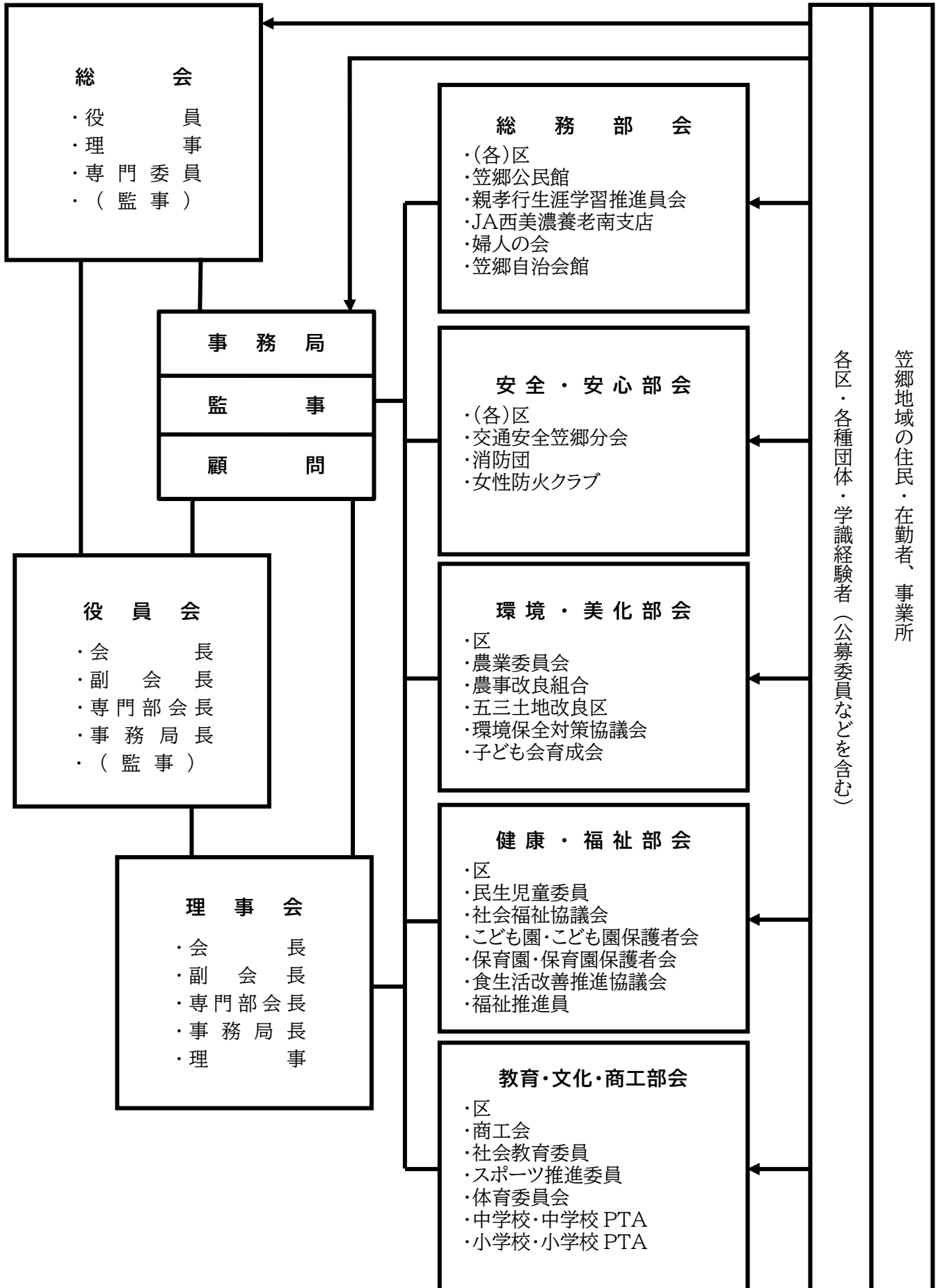
別表(第7条 第2項関係)

No.	団体名	選出人数(基準)		備考
		理事	専門委員	
1	船附区	1	4	区長、副区長等
2	大野区	1	2	区長、副区長等
3	下笠区	1	4	区長、副区長等
4	上之郷区	1	1	区長、副区長等
5	栗笠区	1	2	区長、副区長等
6	公民館、親孝行生涯学習推進委員会	1	1	公民館長(親孝行支部長)、推進員会長
7	民生児童委員、社会福祉協議会	1	1	民生児童委員代表、社協支部長
8	船附こども園	0	1	園長
9	下笠保育園	0	1	園長
10	食生活改善推進協議会	0	1	会長
11	農業委員会	1	0	会長
12	農事改良組合	0	1	組合長
13	五三土地改良区	0	1	理事長
14	環境保全対策協議会	0	1	会長
15	JA西美濃養老南支店	0	1	支店長
16	商工会	0	1	会長
17	交通安全笠郷分会	0	1	会長
18	社会教育委員	0	1	笠郷地区委員
19	子ども会育成会	0	1	会長
20	婦人の会	0	1	会長
21	スポーツ推進委員	0	1	笠郷地区委員
22	体育委員会	1	0	会長
23	東部中学校PTA	0	1	代表者
24	東部中学校	0	1	校長(代表者)
25	笠郷小学校PTA	0	1	会長
26	笠郷小学校	0	1	校長
27	船附こども園保護者会	0	1	会長
28	下笠保育園保護者会	0	1	会長
29	町消防団第6分団	1	2	分団長、副分団長等
30	女性防火クラブ笠郷分会	0	1	会長
31	笠郷自治会館駐在員	0	1	代表者
32	福祉推進員	0	1	代表者
33	笠郷地域事業所・企業	0	若干名	理事会で承認された組織、
34	学識経験者、各種団体経験者	若干名	若干名	理事会で承認された者、

(注)

理事・委員は本表を基準に選出するのが望ましい。複数団体の長兼務の場合、理事・委員の兼務はせず代行者を立てるのが望ましい。

組織図



養老町民憲章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、
清らかな水に恵まれた歴史の町です。

わたしたちの、この美しいふるさとを、
先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきまし
た。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、
力をあわせて未来につづく明るい町をつくります。

1. おはよう こんにちは と
元気な声があく町にしましょう。
1. 美しい自然の中で 力いっぱい
働ける町にしましょう。
1. おとしよりが 豊かにくらせる
町にしましょう。